

## 次期壬生町地域公共交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

壬生町地域公共交通会議が委託する「次期壬生町地域公共交通計画策定業務」の受託者を特定するにあたって実施する公募型プロポーザル及び委託契約に必要な手続き等を定める。

### 2. 業務概要

#### (1) 委託業務名

次期壬生町地域公共交通計画策定業務委託

#### (2) 委託内容

別紙仕様書のとおり

#### (3) 履行期限

契約締結の翌日から令和9年3月25日まで

#### (4) 提案見積上限額

9,988,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3. 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

### 4. 参加資格

以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 壬生町に入札資格審査申請を行い登録されていること。
- (2) 県内に本店又は支店・営業所等を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (4) 壬生町より指名停止の措置を受け、その期間中ではないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立て（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てが（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）されていないこと。
- (6) 壬生町暴力団排除条例（平成25年壬生町条例第1号）第2条第1号又は第3号の規定に該当していないこと。
- (7) 公共交通政策等についての見識があり、過去5年間において、本業務に関す

る同種又は類似の実績を有すること。

- (8) 本業務の実施にあたり、必要な経験能力を有する十分な数の技術者を配置できること。また、配置管理技術者が以下のいずれかの資格を有すること。
  - ・技術士：総合技術監理部門
  - ・技術士：建設部門（都市及び地方計画）
  - ・RCCM：都市計画及び地方計画
- (9) 「業務責任者」を専任で1名配置できること。本業務の実施にあたり、壬生町地域公共交通会議との連絡調整・打合せ等が適切に対処できる者であること。
- (10) 壬生町役場内で行うプレゼンテーション審査に参加できること。

## 5. 失格要件

次のいずれかに該当するとなったときは、対象業務のプロポーザルに参加することができない。

- (1) 4に掲げる参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められるとき。

## 6. スケジュール

- 4月23日（木）公募開始
- 5月 8日（金）質問提出期限
- 5月14日（木）質問に関する回答
- 5月20日（水）参加表明書提出期限
- 5月25日（月）企画書提出期限
- 5月26日（火）プレゼンテーション日時通知
- 6月 1日（月）プレゼンテーション実施予定日
- 6月上旬業者選定結果通知（プレゼンテーション後7日間以内）
- 6月中旬契約（地域公共交通調査等事業補助金の交付決定後）

## 7. 参加表明に関する事項

- (1) 提出書類
  - ア プロポーザル参加表明書（様式第1号）
  - イ 会社概要書（様式第1-2号）
  - ウ 業務経歴書（様式第1-3号）
  - エ 業務実施体制調書（様式第1-4号）
  - オ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）

(2) 提出部数：正本1部、副本1部（複写ができるようクリップ止めとする）

(3) 提出方法：持参又は郵送

・持参：事前に電話連絡の上、持参する。

・郵送：配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着。

(4) 提出期間

令和8（2026）年4月23日（木）から5月20日（水）

午前9時から午後5時まで（持参の場合、土・日曜日・祝日を除く）

(5) 提出場所

壬生町地域公共交通会議事務局 壬生町建設部都市計画課（本庁舎2階）

担当者：高橋・両方

〒321-0292 下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1

Tel：0282-81-1854（直通）

(6) 参加承認

このプロポーザルの参加承認の可否及びプレゼンテーション日時通知の連絡は、令和8（2026）年5月26日（火）に参加表明書に記載されたメールアドレス宛に壬生町地域公共交通計画策定業務委託に係るプロポーザル参加確認結果及びプレゼンテーション日時通知書（様式2号）を電子メールで通知するものとする。

## 8. 質問の受付及び回答

(1) 受付

令和8（2026）年5月8日（金）午後1時までに、下記のメールアドレス宛に下記 URL により提出する。

なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。

質問受付フォーム：<https://logoform.jp/form/xJdf/1527432>

URL にて提出した際は、問合せ先へ電話で送信した旨の連絡をすること。（土・日及び祝日の場合は翌開庁日に電話で確認すること。）

(2) 質問に対する回答

質問があった場合は、令和8年5月14日（金）までに本町ウェブサイトに掲載することにより回答する。

## 9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式3号、代表者印押印のもの）

イ 提案見積書（任意様式）

項目及び金額を記載する。（積算内訳も提出する。）

上記２（４）の設計額を超える場合は、プロポーザルに参加する資格を有しないものとする。

ウ 管理責任者調書（様式第４号）

本業務の管理責任者（予定）１名の実績、手持業務、経歴等を記入する。

エ 業務工程表（任意様式）

履行期間中における業務のスケジュールについて作成する。

（２）提出方法

参加表明と同様とする。

（３）提出部数

正本１部 副本６部（副本は複写でも可）

（４）提出期限

令和８年５月２５日（月）午後１時まで

（５）提出場所

参加表明と同様とする。

壬生町地域公共交通会議事務局 壬生町建設部都市計画課（本庁舎２階）

担当者：高橋・両方

〒３２１－０２９２ 下都賀郡壬生町大字壬生甲３８４１番地１

Tel：０２８２－８１－１８５４（直通）

（６）その他

ア 提出書類は、返却しない。

イ 提出に要する費用については、すべて参加者の負担とする。

ウ 提出書類は、委託業者の選定及び特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

エ 提出書類を受理した後は、いかなる理由を問わずその変更は認めない。ただし、明らかな誤り及び町のヒアリングによる調整に基づく変更又は修正については、この限りではない。

１０． 企画提案書の作成要領

（１）企画提案書の様式は任意とするが、原則としてＡ４版、左とじ、横書き、両面印刷、文字サイズは１２ポイントとする。

なお、ページ数は、表紙及び目次を除いて１０ページ以内とする。

（２）仕様書に記載されている内容以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行うこと。

（３）提案見積額に含まれていない有料オプションなど、別途費用を必要とするものの企画提案書への記載は受け付けない。

## 11. 企画提案の選定

提出された企画提案書は、選定委員会において次により選定する。

### (1) 選定方法等

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査、採点し、選定する。なお、審査は、非公開とする。

### (2) プレゼンテーション

ア 実施日 6月1日(月)を予定

実施時間は7.(6)の通知時に併せて通知とする。

イ 会場 壬生町役場本庁舎

ウ 時間 1社あたり25分以内(説明15分、質疑10分程度を想定)

※開始時間、場所については、別途通知する。

エ 出席者 統括責任者(配置予定の管理技術者)を含む最大3名とする。

オ その他 パソコン、プロジェクター及びスクリーンは使用可とする。

※提出書類のみを使用するものとし、追加資料の持ち込みは禁止とする。

※プロジェクター及びスクリーンは、事務局で用意する。

※パソコンについては、提案者が準備する。

### (3) 受託者の特定方法

ア 受託者の特定は、壬生町地域公共交通会議委員及び町職員で構成する選定委員会により、提案者の提出書類の内容及びプレゼンテーションによる説明内容を、ウ 評価基準ごとに評価点数の合計点で競う「総合評価方式」により、採点の結果最高点となる提案を行った提案者を最優秀企画提案者とし、当該最優秀企画提案者を受託者とする。なお、評価点数が同点の場合は、見積り額の安価な事業者を上位とする。

イ 失格要件に該当する場合は、審査対象から除外する。

ウ 評価基準と評価点数 条件との整合性、実現性及び独創性

| 評価基準 |                          | 評価点数 |
|------|--------------------------|------|
| 企画提案 | 基礎資料の収集、分析方法、意見の集約及び反映方法 | 25   |
|      | 課題の整理、目標の設定の考え方          | 25   |
|      | 業務量及び作業スケジュールの妥当性        | 10   |
|      | 独創性・壬生町独自の提案             | 10   |
| 執行体制 | バックアップ体制、担当者の能力及び経験等     | 10   |
| 業務実績 | 類似業務の実績                  | 10   |
| 見積額  | 予算の範囲、妥当性                | 10   |
| 合計   |                          | 100  |

(4) 選定結果の通知

- ア 選定終了後、提案参加者すべてに選定結果の通知を電子メールにて行う。
- イ 選定に対する異議等は、一切応じないものとする。

1 2. 支払い条件

委託料の支払いは、全額完了払いとする。

1 3. その他

- ア 本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- イ 本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- ウ 本案件に係る個人情報及び業務に関し知り得た個人情報については、取り扱いを適正に行わなければならない。

1 4. 問い合わせ先

壬生町地域公共交通会議事務局

壬生町建設部都市計画課都市整備係

担当：高橋・両方

電話：0282-81-1854

Eメール：toshikei@town.mibu.tochigi.jp